

議案第11号

葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

生業資金貸付事業を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例

葛飾区生業資金貸付条例（昭和29年葛飾区条例第4号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の葛飾区生業資金貸付条例の規定によりなされた貸付けについては、なお従前の例による。

(葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「葛飾区生業資金貸付条例（昭和29年葛飾区条例第4号）による」を「葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例（令和3年葛飾区条例第 号）付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」に改める。

別表第2の29の項中「葛飾区生業資金貸付条例による」を「葛飾区生業資金貸付条例を廃止する条例付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」に改める。